

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【公開番号】特開2016-69792(P2016-69792A)

【公開日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2014-196463(P2014-196463)

【国際特許分類】

*E 01 C 13/08 (2006.01)*

【F I】

*E 01 C 13/08*

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基布(2)と、この基布(2)の表面(2a)側から植設されたパイ爾(3)を有する人工芝生であって、

前記基布(2)は、少なくとも抗菌剤(4)を含有し、

前記パイ爾(3)は、前記基布(2)を貫通して当該基布(2)の裏面(2b)側にバックステッチ(3a)を形成し、

このバックステッチ(3a)と前記基布(2)の裏面(2b)にポリエチレンエマルジョン(5)が付与されていることを特徴とする人工芝生。

【請求項2】

前記基布(2)の裏面(2b)側にシート状のメッシュ部材(6)を重ねた状態で前記パイ爾(3)が基布(2)に植設され、

前記パイ爾(3)の少なくとも一部は、前記基布(2)を貫通すると共に、前記メッシュ部材(6)のメッシュ目(6a)を抜け、

前記パイ爾(3)のバックステッチ(3a)と基布(2)の裏面(2b)との間に前記メッシュ部材(6)の一部が位置していることを特徴とする請求項1に記載の人工芝生。

【請求項3】

基布(2)と、この基布(2)に植設され且つ前記基布(2)の表面(2a)から所定長さを備えたパイ爾(3)を有する人工芝生であって、

前記基布(2)は、少なくとも抗菌剤(4)を含有し、

前記パイ爾(3)は、前記基布(2)を貫通して当該基布(2)の裏面(2b)側にバックステッチ(3a)を形成し、

このバックステッチ(3a)と前記基布(2)の裏面(2b)にポリエチレンエマルジョン(5)が付与されていることを特徴とする人工芝生。

【請求項4】

基布(2)と、この基布(2)に植設され且つ前記基布(2)の表面(2a)から所定長さを備えたパイ爾(3)を有する人工芝生であって、

人工芝生の単位面積当たりの重さ(M)が500g/m<sup>2</sup>以上3000g/m<sup>2</sup>以下であると同時に、

前記基布(2)に対するパイ爾(3)のJIS-L-1021-8:2010で規定さ

れる引抜き強さ (H) が 5 N 以上 300 N 以下であることを特徴とする人工芝生。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、基布に植設されたパイルを有する人工芝生、例えば、ペット用の人工芝生に関する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係る人工芝生 1 の第 3 の特徴は、基布 2 と、この基布 2 に植設され且つ前記基布 2 の表面 2a から所定長さを備えたパイル 3 を有する人工芝生であって、前記基布 2 は、少なくとも抗菌剤 4 を含有し、前記パイル 3 は、前記基布 2 を貫通して当該基布 2 の裏面 2b 側にパックステッチ 3a を形成し、このパックステッチ 3a と前記基布 2 の裏面 2b にポリエチレンエマルジョン 5 が付与されている点にある。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明に係る人工芝生 1 の第 4 の特徴は、基布 2 と、この基布 2 に植設され且つ前記基布 2 の表面 2a から所定長さを備えたパイル 3 を有する人工芝生であって、人工芝生の単位面積当たりの重さ M が 500 g / m<sup>2</sup> 以上 3000 g / m<sup>2</sup> 以下であると同時に、前記基布 2 に対するパイル 3 の JIS-L-1021-8:2010 で規定される引抜き強さ H が 5 N 以上 300 N 以下である点にある。